

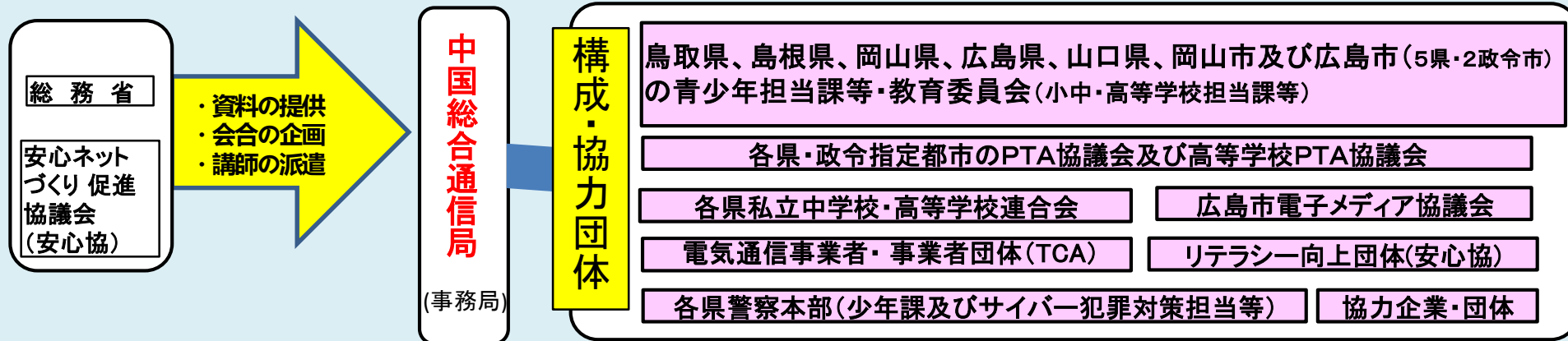
第4章 ICTの適正利用

担当: 情報通信部

青少年のスマホの適正利用に向けた取組

- 小中高生が新しくスマホ・携帯をもつ機会となることが多い新入学の春を中心に、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、情報リテラシーの向上やフィルタリングの推進についての集中的な啓発活動を平成26年4月から実施。
- また、平成27年2月には、「スマートフォン時代に対応した青少年のインターネット利用に関する中国連絡会」（略称：スマホ連絡会（中国））を設置し、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を連携して実施するとともに、「青少年の情報リテラシー向上促進セミナー」の開催やメールマガジン（スマホ連絡会ニュース）の配信を実施。
- このほか、保護者、教職員、小中高生に対して、出前講座（e-ネットキャラバン）を通年実施。

「スマートフォン時代に対応した青少年のインターネット利用に関する中国連絡会」（平成27年2月設置）



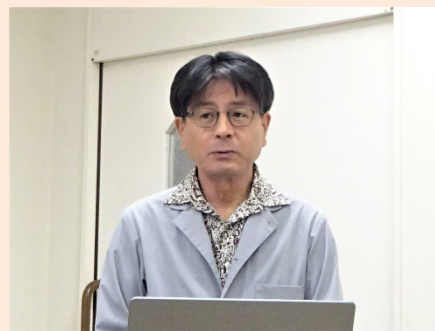
令和6年度セミナー

<デジタル社会の子どもを育む情報モラルセミナー>

令和6年8月21日（水）

広島市東区地域福祉センター／オンライン

- ① 「こどものメディア利用と態度の形成」
広島大学 大学院人間社会科学研究科 准教授 匹田 篤 氏
- ② 「サイバー犯罪の現状と対策」
広島県警察本部 生活安全部 サイバー犯罪対策課員



広島大学 匹田准教授



会場の様子

- 小中高生が新しくスマホ・携帯をもつ機会となることが多い新入学の春を中心に、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、効果的なフィルタリング等の利用や話し合いによる家庭内ルールづくりを含むペアレンタルコントロールによる対応の推進、インターネットを適切に活用するためのリテラシー向上推進に資する集中的な啓発活動を平成26年4月から実施。

令和6年度の主な取組

- ① 入学説明会や新学期に合わせて、児童、生徒、保護者等に向け、総務省の青少年関連施策の説明やリーフレット配布
- ② 市役所等において総務省が作成した「インターネットトラブル事例集」のパネル展示
- ③ 県庁、市役所等の電光掲示板やモニター等においてメッセージや周知・啓発コンテンツの表示・放映
- ④ CATV各局及びコミュニティFM各局において周知・啓発コンテンツを放送
- ⑤ スポーツチームの試合会場において周知・啓発コンテンツを放映



① 学校における説明会



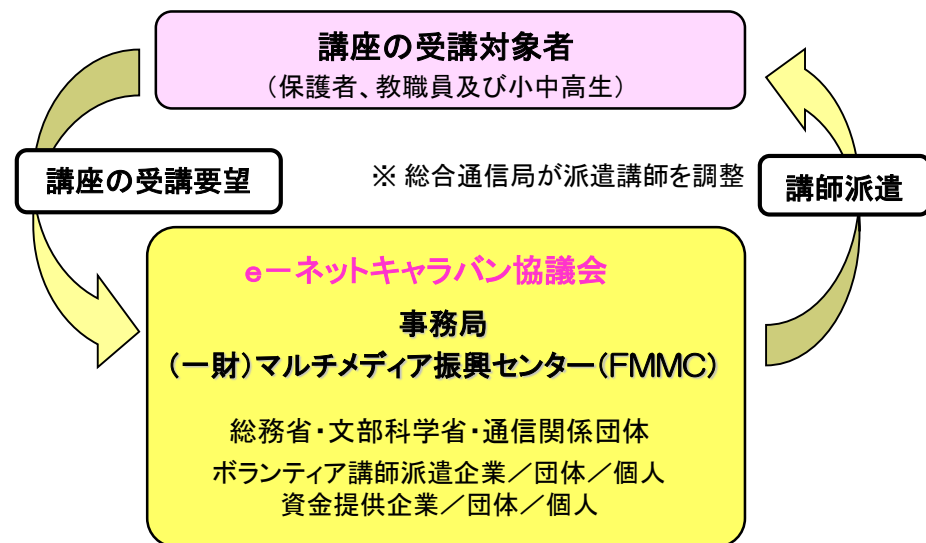
③ 広島市中区役所での啓発動画上映



⑤ マツダスタジアムでの啓発動画上映

- 子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、総務省・文部科学省や業界団体の共催で、保護者・教職員及び小中高生向けに全国規模で講師を派遣する出前講座「e-ネット安心講座」を実施。中国管内では、令和5年度に89回実施。
- 講座内容は、ケータイ依存、ネットいじめ、ネット誘引、ネット詐欺等の実態及びその対処方法など、1時間程度で実施。平成28年9月から保護者・教職員を対象としてスマートフォンのフィルタリングに特化した、「e-ネットキャラバンPlus」講座が新設され、また同年11月からは「e-ネットキャラバン」の対象層が小学校3～4年生に拡大。
- 受講方法について、従来は集合形式のみだったが、受講方法の選択肢を拡大し、リモート講座、ビデオオンデマンド方式による講座も実施。
- e-ネット安心講座での講師の派遣に伴う謝金や交通費は不要。

【推進体制】



【年度別実施状況】

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
鳥取県	3	4	2	6	0	4	0	1
島根県	34	34	27	30	14	28	18	31
岡山県	13	27	33	41	25	23	21	21
広島県	17	20	25	39	36	45	28	25
山口県	5	5	14	19	2	12	8	11
中国地方	72	90	101	135	77	112	75	89
全国	1,755	2,308	2,529	2,660	1,208	2,559	2,226	2,166

※鳥取県は独自の取組(講師派遣)を実施中。

- 中国総合通信局では、電気通信事業分野の消費者保護の推進を目的として、平成21年から、電気通信事業者、管内の5県2市の消費生活相談機関等で構成する中国地方電気通信消費者支援連絡会（座長：公立大学法人県立広島大学 矢澤利弘教授（第21回から）、事務局：中国総合通信局）を年2回開催し、消費者関係施策や契約トラブル事案等に関する情報交換を実施。
- また、事案に応じて、関係する電気通信事業者等に対して文書または口頭により、行政指導を実施。

【中国地方電気通信消費者支援連絡会の開催状況】

会 議	主 な 議 事 内 容
第27回(R4.8.18) 【WEB会議】	○ 意見交換(テーマ:オンライン(WEB)での通信サービスの契約に関する課題について) ○ 関係機関の消費者保護の取組及び相談事例(光回線契約の解約、若年者への虚偽説明による光回線の解約回避等)について
第28回(R5.3.9) 【WEB会議】	○ 意見交換(テーマ:電気通信サービスの利用者への情報提供の在り方について) ○ 関係機関の消費者保護の取組及び相談事例(光回線契約トラブル、高齢者へのスマホ不適切販売対応等)について
第29回(R5.9.25) 【WEB会議】	○ 意見交換(テーマ:特に配慮が必要と考えられる利用者に対する通信サービスの勧誘及び説明に関する課題について) ○ 関係機関の消費者保護の取組及び相談事例(虚偽の説明に基づく契約、高齢者の操作困難な端末契約の解約等)について
第30回(R6.2.9) 【WEB会議】	○ 意見交換(テーマ:販売代理店の勧誘に関する課題について) ○ 関係機関の消費者保護の取組及び相談事例(不適切な勧誘行為による契約、代理店による強引な勧誘等)について
第30回(R6.9.24) 【WEB会議】	○ 意見交換(テーマ:オンライン(WEB)での通信サービスの契約に関する課題について) ○ 関係機関の消費者保護の取組及び相談事例(家電量販店での通信回線の乗換勧誘、スマートフォンの複数契約等)について

【電気通信事業者等への指導の事例】

A社に対する電気通信サービスに関する広告表示に係る措置(指導)

A社の広告表示において、平成27年2月から4ヶ月の期間限定の料金割引キャンペーンと表示しながら、実際には、当該キャンペーンは平成28年7月まで毎月継続して実施されており、利用者のサービスの選択に際し、誤認を与えるおそれがあったことから、平成29年3月、A社に対し、利用者が誤認するおそれのない分かりやすい情報の提供と適正な広告表示を行うこと、また、再発防止策を取りまとめて当局に報告するとともに、その実施の徹底を図るよう指導。

B社に対する携帯電話不正利用防止法違反に係る是正命令等

B社は、平成27年3月から平成28年11月までの間に、計856回線の契約の締結に際し、契約者の本人確認を法に規定する方法で行わなかったことから、令和2年2月、同社に対して違反の是正を命ずるとともに、同社に契約締結等の業務を再委託していたC社に対し、監督を徹底するよう指導(さらに、本省から、監督義務を負うD社及びE社に対しても、監督の徹底を指導。)

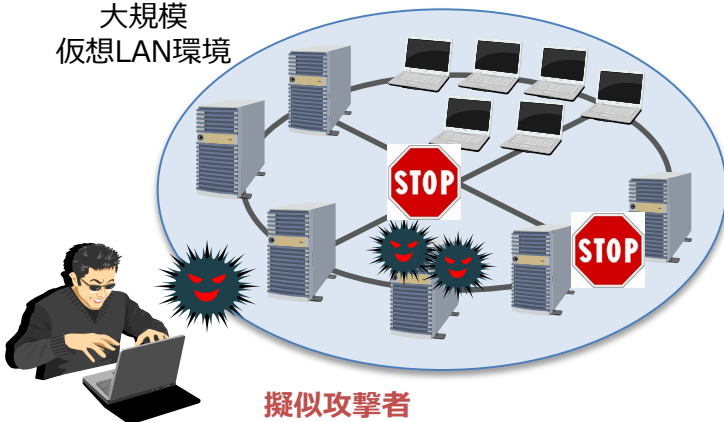
情報セキュリティ人材の育成

【実践的サイバー防御演習 (CYDER: CYber Defense Exercise with Recurrence)】

○ 政府のサイバーセキュリティ戦略及び情報通信研究機構法改正に基づき、国の行政機関、地方公共団体、重要インフラ等を対象として、NICTが有するサイバーセキュリティの技術的知見及び大規模計算機環境を最大限に活かした実践的な演習。NICTが主体となって実施。

演習のイメージ

大規模
仮想LAN環境



サイバー攻撃への
対処方法を体得



演習の特徴

- ☑ NICT北陸StarBED技術センターに設置された大規模高性能サーバ群を活用し、仮想ネットワーク環境として演習環境を構築。
- ☑ NICTでの長年にわたるサイバーセキュリティ研究で得られた技術的知見を活用。
- ☑ 我が国固有のサイバー攻撃事例を徹底分析し、最新の演習シナリオを用意。
- ☑ 初心者向けのAコース、中級者向けのBコース及び準上級コースのCコースがあり、Bコースは、地方公共団体向けのB-1、国の行政機関及び重要社会基盤事業者向けのB-2を用意。また、オンラインで受講できるプレCYDERコースも用意。

演習の概要

- ☑ 受講者は組織の情報システム担当職員として演習に参加し、組織のLAN環境を模擬した環境で標的型攻撃によるインシデントの検知から対応、回復まで一連の流れを体験しながら学ぶ。

【自治体等を対象としたサイバー防御演習の実施】

- 総務省が中央省庁等の組織向けにH25年度から実施していたサイバー防御演習 (CYDER) のノウハウを活かし、H28年度からNICTを実施主体として、新たに自治体向けの演習を開催。平成30年度からは、金融、交通インフラ、医療、教育研究機関といった重要インフラ向けに最適化したコース (B-3コース) を新設するとともに、重要社会基盤事業者に該当しない一般企業の方も受講可能とした。(平成31年度は、B-3コースをB-2コースに統合)
また、令和3年度からは、準上級コースのCコース及びオンラインで受講できるオンラインコースが追加された。
- 演習では、情報流出事案が発生した際に、組織の情報担当として取るべき対応についての一連の流れを、実際にPCを使いながら体験・体得する。
- 国・自治体からの参加者については受講料無料。重要社会基盤事業者、一般企業等の受講者については、実費の一部 (77,000円) を負担。
- 開催状況
 - R3年度: 全都道府県で集合演習を計105回 (A 68回、B-1 21回、B-2 13回、C 3回) 開催し、2,454名が参加。オンライン演習は、641名が参加。
中国管内では、倉吉市、浜田市、岡山市、広島市、福山市、山口市で集合演習 (Aコース) を計6回開催し、89名が参加。
 - R4年度: 全都道府県で集合演習を計100回 (A 64回、B-1 20回、B-2 13回、C 3回) 開催し、3,327名が参加。オンラインは、705名が参加。
中国管内では、倉吉市、出雲市、岡山市、広島市 (2回)、山口市で集合演習 (Aコース) を計6回開催し、150名が参加。
 - R5年度: 全都道府県で集合演習を計100回 (A 68回、B-1 21回、B-2 13回、C 4回) 開催し、3,742名が参加。オンラインは、1,904名が参加。
中国管内では、倉吉市、出雲市、岡山市、広島市、山口市で集合演習 (Aコース) を計5回開催し、142名が参加。